

-----  
○見知らぬ業者からのダイレクトメールに注意！  
-----

青の封筒に入ったダイレクトメールが届いた数日後に、別の業者からこんな電話がかかってきました。

「〇〇の権利に関するパンフレットは届きましたか？これは個人しか買えないもので、我々法人は欲しくても買えないものです。高値で買い取らせていただきます。環境保護のためにもなるので、ぜひご協力を。」

儲かるものなら、役にたてるものならとダイレクトメールの業者に電話をして手持ちのお金で購入したところ、売る側、買い取る側の両方の事業者から「もっと買わないか」としつこく電話がかかってくるようになった・・・。

あなたはこんな経験はありませんか？

これは、複数の業者が裏でつながり、消費者の投資欲を煽る「劇場型」の利殖商法です。

「未公開株」、「外国通貨」などに関する同様の手口のほか、「水資源の権利」「譲渡担保権」「社員券」等、内容はさまざま。

配当がつく、大手メーカーが関与している等のセールストークが用いられることもあります。

大金を支払ったものの、買い取りは実行されず、業者とも連絡がとれなくなってしまいます。

この手の勧誘には、きっぱりと断りましょう。

-----  
**【消費者庁の情報】**

「燃焼」を伴う暖房器具を使う際は、一酸化炭素中毒にご注意を！

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111216kouhyou\\_2\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111216kouhyou_2_2.pdf)

海外ショッピングでのトラブル相談窓口「消費者庁越境消費者センター」が開設されました。

<http://www.cb-ccj.com/>

**【国民生活センター情報】**

歯科インプラント治療に係る問題－身体的トラブルを中心に－

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111222\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111222_2.html)

消費者問題に関する2011年の10大項目

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111208_2.html)  
-----

**【消費生活に関するご相談は・・・】**

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ ↓ URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====